

事務連絡  
令和2年2月21日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
後期高齢者医療主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局  
全国健康保険協会  
健康保険組合  
健康保険組合連合会  
社会保険診療報酬支払基金  
国民健康保険中央会

御中

厚生労働省保険局保険課  
厚生労働省保険局国民健康保険課  
厚生労働省保険局高齢者医療課

新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた  
イベント開催の取扱い等について

新型コロナウイルス感染症については、1月15日に初めての国内発生事例が確認されて以降、国内の感染者（チャーター便帰国者とクルーズ船の乗員・乗客を除く。2月20日時点）は90名を超え、さらには感染経路が特定出来ない可能性のある症例が複数認められる状況です。

こうした中、先般の新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年2月18日）における総理からの指示を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（同年2月19日）で議論を行い、昨日の記者会見において、厚生労働大臣からイベントの開催の取扱い等についての考え方を、別紙のとおり示しました。

つきましては、内容を御了知の上、関係団体・関係機関等への周知を行っていただき、各種イベント開催に当たって検討の参考としていただきますようお願いいたします。